

指定訪問看護利用契約書及び事業重要事項説明書
(介護保険)

医療法人 南風会
訪問看護ステーション 光

訪問看護サービス契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と訪問看護ステーション光 以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行なう訪問看護サービスについて、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的およびサービス内容）

1. 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の向上を図り、在宅療養生活の充実に向けて医療保険法等の関係法令およびこの契約書に従い、医療給付の対象となるサービスを提供します。
2. サービス内容の詳細は、「重要事項説明書」に記載のとおりです

第 2 条（重要事項説明書の準用）

以下の本契約に規定されている内容以外の事項については、「重要事項説明書」の準用をもって契約の内容とします。

第 3 条（契約の中止及び終了）

1. 次の場合は、利用者は事業所に申し出を行なうことによって、この契約をいつでも解約することができます。
 - ア 事業者が正当な理由なしに訪問看護サービスの提供を行なわない場合
 - イ 事業者および従業員が守秘義務に反した場合
 - ウ 事業者および従業員が利用者やそのご家族に対して契約を継続しがたいほど重大な不信行為を行なった場合
 - エ 事業者が破産、その他事業所がこの契約に定める訪問看護サービスの提供を正常に行なえない状況に陥った場合
 - オ 利用者の緊急入院等、やむを得ない場合
2. 事業者からの解約について
当事業者は、事業の廃止や縮小によりサービスの提供が困難となった場合など、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することができます。
 - ア 利用者又は連帯保証人がこの契約に定める利用料金等の支払いを3ヶ月以上滞納し、文書による支払い催促を行なったにもかかわらず、催促の日から14日以内にその支払いがなかった場合
 - イ 利用者もしくはそのご家族による契約を継続しがたいほどの重大な不信行為により円滑なサービスが提供できなくなる場合

第 4 条（契約の自動終了）

つぎの場合には、自動的に契約は終了します。

1. 利用者が医療機関へ入院又は介護施設へ入所された場合
2. 利用者がお亡くなりになった場合

第 5 条（連帯保証人について）

1. 連帯保証人は利用者の責による賠償金、医療費の金銭債務を負担する事とします。ただし、極度額は金貳拾萬円とします。

重要事項説明書

1. 訪問看護事業を提供する事業者

(1) 事業者名称	医療法人 南風会
(2) 代表者氏名	理事長 南 尚希

2. 訪問看護事業を担当する事業所

(1) 事業所名称	訪問看護ステーション 光 (指定事業所番号 奈良県 2960590095 号)
(2) 事業所所在地 連絡先	奈良県橿原市五井町 247 番地 電話番号 0744-47-3985 FAX 0744-26-2277
(3) 事業所管理者	森川 藍子
(4) 事業実施地域	橿原市・大和高田市・葛城市・御所市・桜井市 明日香村・高取町・大淀町・下市町
(5) その他指定	指定訪問看護事業者(健康保険法) 指定自立支援医療機関(精神通院医療) 生活保護指定医療機関
(6) 設立年月日	平成 30 年 2 月 1 日

3. 事業の基本方針

- (1) 医療法人南風会が開設する訪問看護ステーション光（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、精神障害者ならびに指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目的とする。
- (2) ステーションの看護師等は、精神障害者、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業所窓口の営業日、営業時間等

(1) 営業日	月曜日から土曜日
(2) 休業日	日曜日、祝日および 12 月 30 日～ 1 月 3 日まで
(3) 営業時間	午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで
(4) サービス提供日	通常、営業日と同様
(5) サービス提供時間	午前 9 時 00 分から午後 4 時まで

5. 事業所の従業者体制

職種・職務の内容	員 数
(1) 管理者（※看護職員を兼務） 管理者は、職員に、この規程を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括します。	常勤 1 人
(2) 看護職員 看護職員は、主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供にあたります。	看護師 2.5 人以上 （管理者含む）
(3) 事務職員 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。	非常勤 1 人

6. 指定訪問看護サービスの内容

- (1) 訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成
- (2) 病状および心身の状況の観察
- (3) 日常生活看護（身体清潔ケア・排泄ケア・床ずれ予防及び手当・療養環境の整備等）
- (4) 精神看護（生活リズムの取り方・社会生活への復帰援助・服薬支援など）
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 在宅リハビリテーション看護（体位変換・関節などの運動・日常生活動作の訓練等）
- (7) 相談支援（日常生活に関する相談、家族の精神的支援・介護相談、医療・福祉サービスの紹介等）
- (8) その他医師の指示による医療処置

7. 職員の禁止行為

看護師等職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- (4) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8. 手続と流れ

- (1) 訪問看護を受けるに当たり、説明内容にご理解いただき所定の同意書にご記入をお願いします。
- (2) 主治医からの指示書の内容に沿って、初回訪問日（生活状況の聞き取りを行います）を相談の上決定します。
- (3) 今後の訪問曜日・時間を調整します。

なお、主治医が治療上必要と認める場合は、スタッフ複数名での訪問看護を実施いたします。

9. 指定訪問看護サービスの利用料と自己負担額

訪問看護サービスの利用料と自己負担額は、別紙 1 「指定訪問看護サービス利用料について」のとおりです。

10. サービス利用料等の請求と支払い方法

(1) 利用料等の請求

利用料等の請求書は、明細書を添えて利用月の翌月 10 日前後に利用者に発行します。

(2) 利用料等の支払い

請求書をご確認のうえ、月末までに現金でお支払いください。なお、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

(3) 利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

(4) サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については、利用者のご負担となります。

11. 身分証明書の携行

看護師等職員は、常に身分証明書を携行し、利用者またはその家族などから提示を求められた時は、いつでも提示します。

12. 職員の配置について

訪問する看護師等職員の配置は、多面的な視点で利用者に関わることを目的に、ローテーション制を採用しています。

13. 緊急時及び事故発生時の対応

サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊および家族へ連絡します。

必要な処置を講じると共に、行政機関、利用者に関わる関係機関に必要な連携を図ります。

14. 守秘義務

事業者とその職員は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。

職員が退職後も第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

但し、あらかじめ文書により利用者の同意を得て、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。(別紙2)

15. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

(1) 指針を整備しています。

(2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者： 森川 藍子

(3) 虐待防止体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 記録の整備について

利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス開始から5年間保存するものとする。

17. 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
(2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、訪問看護（予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. 相談、苦情申立の窓口

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。速やかに対応いたします。又、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション 光	所在地 奈良県橿原市五井町 247 番地 電 話 番 号 0744-47-3985 ファックス番号 0744-26-2277 受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 担 当 森川 藍子
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	相談日 月曜日から金曜日まで(祝日除く) 相談時間 9 時から 17 時まで 電話番号 0744-29-8311
奈良県精神保健福祉センター	相談日 月曜日から金曜日まで(祝日除く) 相談時間 9 時から 17 時まで 電話番号 0742-47-2251
奈良県後期高齢医療広域連合	相談日 月曜日から金曜日まで(祝日除く) 相談時間 9 時から 17 時まで 電話番号 0744-29-8430
橿原市役所	相談日 月曜日から金曜日まで(祝日除く) 相談時間 8 時 30 分から 17 時 15 分まで 電話番号 0744-22-4001

20. その他

(1)家屋の内外を問わず利用者が飼われている犬・猫・その他ペットが、看護師等職員に危害又は負傷等をさせた場合は治療費を含む損害賠償の責任を負うものとしますので、訪問中は適切な管理をお願いします。

(2)看護学生その他の在宅実習について

当事業所は訪問看護業務のほか、看護学生その他医療福祉系学生の在宅看護学の教育実習・研修機関施設です。利用者宅に看護師等職員と同行して教育実習のため学生が訪問します。学生が訪問することは事前にご連絡させていただきますので、ご協力お願いいたします。なお、学生には個人情報保護の遵守が課せられています。

以上

(別紙 1)

指定訪問看護サービス利用料について

【令和 6 年 6 月 1 日 厚労省法改訂】

1. 訪問看護サービスの利用料と自己負担額の目安

※金額換算については、単位数に厚生労働省が定める地域区分の単価を乗じた額を算出します。

介護 サービス内容	備 考	単位数	ご利用料		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
【看護師による訪問看護】					
訪問看護 I 1	20 分未満	314 単位	314 円	628 円	942 円
訪問看護 I 2	30 分未満	471 単位	471 円	942 円	1,413 円
訪問看護 I 3	30 分以上 60 分未満	823 単位	823 円	1,646 円	2,469 円
訪問看護 I 4	60 分以上 90 分未満	1,128 単位	1,128 円	2,256 円	3,384 円
【理学療法士等による訪問看護】					
訪問看護 I 5	(1 回 20 分)	294 単位	294 円	588 円	882 円

介護予防 サービス内容	備 考	単位数	ご利用料		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
【看護師による訪問看護】					
予防訪問看護 I 1	20 分未満	303 単位	303 円	606 円	909 円
予防訪問看護 I 2	30 分未満	451 単位	451 円	902 円	1,353 円
予防訪問看護 I 3	30 分以上 60 分未満	794 単位	794 円	1,588 円	2,382 円
予防訪問看護 I 4	60 分以上 90 分未満	1,090 単位	1,090 円	2,188 円	3,270 円
【理学療法士等による訪問看護】					
予防訪問看護 I 5	(1 回 20 分)	284 単位	284 円	568 円	852 円

その他加算

サービス内容	備 考	単位数	ご利用料		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
初回加算		300 単位	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算	1 回につき	600 単位	600 円	1,200 円	1,800 円
緊急時訪問看護加算	1 月につき	574 単位	574 円	1,148 円	1,722 円
特別管理加算 (I)	1 月につき	500 単位	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算 (II)	1 月につき	250 単位	250 円	500 円	750 円
複数名訪問加算 (看護師と看護師等の場合)	30 分未満	254 単位	254 円	508 円	762 円
	30 分以上	402 単位	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算	90 分以上の訪問 1 回につき	300 単位	300 円	600 円	900 円
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500 単位	2,500 円	5,000 円	7,500 円

以 上

(別紙2)

個人情報の利用目的

利用者の個人情報の利用目的は以下に限らせて頂きます。

1. 事業所内での利用

◎利用者等に提供する訪問看護サービス（訪問看護サービスの質の向上）

◎医療保険・介護保険事務

◎訪問看護サービスに係る医療・介護機関等の管理運営業務のうち

－会計・経理

－事故等の報告

－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

－症例研究や、看護師の教育・研修

－学生の実習協力

2. 他の事業所への情報提供を伴うもの

◎利用者に提供する訪問看護サービスのうち

－病院、診療所、薬局、他の訪問看護ステーション・介護サービス事業所との連携

－他の医療機関、福祉・介護サービス事業所等からの照会への回答

－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

－検体検査業者の委託その他の業者委託

－家族等への心身の状況説明

◎医療保険、介護保険事務のうち

－保険事務の委託

－審査支払機関へのレセプトの提出

－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

◎損害賠償などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記等の利用目的で、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を使用させていただきます。

それ以外の目的で使用する事はありません。

利用同意書

訪問看護ステーション光を利用するにあたり、契約書、重要事項説明書、別紙1、別紙2、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

【事業者】

事業者名称 医療法人 南風会
代表者氏名 理事長 南 尚希
事業所名称 訪問看護ステーション 光

説明者氏名 _____ 印

【利用者】

住 所 〒 _____

_____ 奈良県

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

携帯番号 _____

【連帯保証人・緊急連絡先】

住 所 〒 _____

_____ 氏 名 _____ 印

〔利用者との続柄： _____〕

電話番号 _____

携帯番号 _____